

知多市地域強靱化計画【概要版】

1 計画の策定趣旨 <計画書 P1>

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成 26 年 6 月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。

また、愛知県では、県の強靱化に関する施策を、国全体の国土強靱化施策との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携によって推進する指針として「愛知県地域強靱化計画」を策定し、平成 28 年 3 月に公表しています。

こうした動向を踏まえ、本市においても、現在取り組んでいる防災・減災対策を含め、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するために、その指針となる知多市地域強靱化計画を策定しました。

2 計画の位置付け <計画書 P1>

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、基本計画で示された「基本目標」、「基本的な方針」を踏まえるなど、基本計画と調和を保ちつつ（同法第 14 条）、愛知県地域強靱化計画との連携・役割分担を図ります。

また、本計画は、市政の基本方針である「知多市総合計画」、災害対策基本法に基づき災害に対処するための基本的な計画である「知多市地域防災計画」などとの連携を図りながら、本市における国土強靱化施策を推進する上での指針として位置付けるものです。

3 知多市に影響を及ぼす大規模自然災害（想定するリスク） <計画書 P12>

知多市に被害が生じる地震・津波、豪雨・台風（洪水・高潮、土砂災害等）の大規模自然災害を基本とします。

4 計画の基本目標 <計画書 P19>

基本法第 14 条において、本計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されており、基本計画及び愛知県地域強靱化計画や基礎自治体の役割などを踏まえ、以下のとおり基本目標を設定しました。

- (1) 人命の保護を最大限図ることができる。
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- (3) 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする。

5 強靱化を進める上での留意事項 <計画書 P19>

基本計画で示されている「基本的な方針」も踏まえ、「本市の強靱化を進める上での留意事項」を以下のとおり取りまとめ、取組を進めていくこととします。

- (1) 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- (2) 災害リスクから、市民の命を守り被害を最小限に抑えるために、本市の特性に合ったハード対策及びソフト対策を組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- (3) 非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時においても有効に活用できる対策となるように工夫する。
- (4) 自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、国、県、近隣市町、市民、民間事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- (5) 人口減少等に起因する市民の需要の変化及び社会資本の老朽化等を踏まえた施設の適正な配置を進めるとともに、持続可能な財政運営に配慮して、施策の重点化を図る。
- (6) 既存の社会資本の有効活用や、効率的かつ効果的な施設管理等によって、費用を削減しつつ効率的に施策を推進する。
- (7) 地域における人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに取り組む。
- (8) 施策の推進に当たり、女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮する。

6 知多市の脆弱性評価と強靱化の推進方針 <計画書 P20～>

(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)設定

<計画書 P20～>

知多市を強靱化する意義とも言える基本目標の達成に向けて、必要な事項を明らかにするために、脆弱性評価を行い、知多市の強靱化の現状と課題を示します。

脆弱性評価に当たり、愛知県地域強靱化計画をもとに、知多市の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と40の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定しました。

(2) 施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定 <計画書 P22>

愛知県地域強靱化計画において設定された施策分野をもとに、項目の追加や統合、表現の修正を行い、10の個別施策分野及び3つの横断的分野を設定しました。

(3) 脆弱性評価結果 <計画書 P23、リスクシナリオごと P73～、施策分野ごと P99～>

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本市における脆弱性をリスクシナリオごと、施策分野(個別施策分野と横断的分野)ごとに分析・評価を実施しました。

(4) 推進すべき施策の方針 <計画書 P23、リスクシナリオごと P23～、施策分野ごと P51～>

脆弱性評価結果を踏まえ、リスクシナリオごと、施策分野ごとの強靱化施策の推進方針及びリスクシナリオごとの達成度・進捗を把握するための「重要業績指標(KPI)」をまとめました。

【リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針の例】

| 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) | 推進すべき施策の方針 |
|--|---|
| 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生(1-1) | 住宅・建築物等の耐震化、災害に強いまちづくりの推進、公共施設の非構造部材の耐震化等の推進 |
| 大規模津波等による多数の死傷者の発生(1-3) | 津波・高潮に強い地域づくり、河川・海岸施設の強化 |
| 大規模地震や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水での多数の死傷者の発生(1-4) | 市街地における河川・海岸施設等の強化、雨水対策の推進 |
| 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生(1-5) | 土砂災害対策の推進 |
| 避難所の機能不足等による避難者の生活に支障が出る事態(6-6) | 避難所運営体制の整備、避難所施設の環境改善、要配慮者等への支援体制の整備 |
| 人材(専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等)や物資等の不足による復旧・復興が大幅に遅れる事態(8-2) | 復旧・復興を担う人材等の育成、市役所等の機能低下の回避、災害ボランティアの円滑な受入れ・活動体制の構築 |

【施策分野ごとの強靱化施策の推進方針の例】

| | 施策分野 | 推進すべき施策の方針 |
|----------------|--------------|---|
| 個別 施策 分野 | 行政機能・消防等 | 災害対策本部の機能確保、業務継続計画の作成及び見直し、消防力の強化 |
| | 住宅・都市 | 住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策及びガラスの飛散防止対策の推進、災害に強いまちづくりの推進 |
| | 情報通信 | 市民への確実な情報の伝達等、情報通信機能の耐災害性の強化・高度化、情報提供手段の多様化 |
| | 交通・物流 | 物資輸送ルート確保・道路等の災害対策の推進・基幹的交通ネットワークの確保 |
| 横断 的 分野 | リスクコミュニケーション | 避難所運営体制の整備、要配慮者等への支援体制の整備、効果的な教育・啓発の推進 |
| | 老朽化対策 | 公共施設の耐震化・老朽化対策の推進、避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進、水道施設の耐震化・老朽化対策の推進 |

7 計画推進の方策 <計画書 P72>

(1) 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、市長を会長とする知多市防災会議を中心とした全部局横断的な体制の下、取組を推進します。

(2) 計画の進捗管理

施策分野別にアクションプランをまとめ、計画的に実施します。アクションプランは、毎年度終了ごとに進捗状況を確認し、併せて指標に基づく目標の達成状況の把握、検証を行い、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを回すことによって計画を推進します。

(3) 計画の見直し

概ね10年ごとに計画全体を見直すこととします。ただし、毎年度の進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が発生した場合などは、適宜必要な見直しを行います。